

学校間の「接続関係」に関する覚え書き

——近代日本の高等教育における入学者選抜制度史研究 序説——

佐々木 享

はじめに

本稿では、学校間の「接続関係」などの、近代日本における高等教育諸機関の入学者選抜制度の歴史的研究の理論的な枠組みに関する若干の問題を考察する。

高等教育における「入学試験」と通称される入学者選抜については、戦後の今日では、全国的な関心は高く、ことに1979年から共通第一次試験が導入されて以後「大学入試」に関する議論は非常に多くなった。しかしその多くは、時事的な、あるいは評論的なものの域を出ない。換言すれば、高等教育の入学者選抜制度を学問的に検討した論考は極端に少ない。こういうことになっている最も大きな理由の一つは、わが国の教育学が入学者選抜それ自体を教育の営為とみなして対象化しなかったために、教育社会学の方法による若干の労作を除くと、高等教育の入学者選抜制度を学問的に研究するための枠組みや方法が開発されていないことにある、と筆者は考えている。

こうした点に鑑みて、この研究では、近代日本における高等教育の入学者選抜制度の歴史を教育制度の視点から分析することを試みる。この「入学者選抜制度」にはいわゆる入学試験も含まれる。しかし、学力検

二九〇

査に代表される試験をせずに入学者を入学させる場合もあるから、「入学者選抜制度」イコール入学試験制度（入試制度）ではない。またこの研究は入学者選抜制度を対象にするとはいえ、必ずしも選抜だけを問題にするわけではない。たとえば帝国大学が高等学校の卒業生を志願者が定員を超えない限り無選抜で全員を入学させていたように、特定の下級学校の卒業生を無選抜で入学させる場合もあり、このような事例をも研究対象とするからである。その意味では、筆者が取り上げるのは「入学者選抜制度」ではなく、「入学制度」というほうが適切なのかも知れない。

この点につき一言すると、筆者は、かつて小著『大学入試制度』（1984年、大月書店）において、「大学入試制度は、機能としては選抜制度であるが、教育制度としては、高校と大学をうまく接続するという役割をもった制度である」と述べた¹⁾。筆者としてはこの観点を小著全体に貫いたつもりであった。しかし、この小著に関する書評のなかで天野郁夫は、「本書では、大学の入学試験と入学者選抜とが、事実上区別されずに使われている。入学試験は、入学者選抜のひとつの、しかもきわめて特異な方法である。入試制度を『教育制度』としてとりあげようというのなら、それをまず入学者選抜制度全体とはっきり区別し、的確に位置づける必要があったのではないか」と述べて、小著の弱点を指摘した²⁾。筆者としては、小著において入学者選抜を学校間の接続関係に注目してとらえることに重点をおいたつもりであったけれども、なまじ「科学全書」という叢書の性格を考慮して教育学としての論点を前面に提出しなかったために、批判されることになったと反省した次第であった。

念のため確認すると、共通第一次試験制度導入以後、文部省の「〇〇年度大学入学者選抜実施要項」は以下のように記している。「大学入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、入学者を選抜するために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする。」この文

章は、長年の間に少しずつ変更されている。しかし大筋の変更はないので、筆者はこれをもって現代日本の「大学入学者選抜」の定義とみなして差し支えないと考えている。(この定義的な文章に含まれている能力・適性の原則、公正・妥当の原則、高校教育尊重の原則については、別の機会に検討する。)

この文章を手がかりに改めて定義すれば、「入学者選抜」とは上級の学校が入学志願者のなかから入学させるに足る資質と能力などを有する者を選抜する営為をいう、として差し支えないと考える。入学させる学校の種別により、高等学校入学者選抜、大学入学者選抜などという。「入学者選抜制度」とは、その入学者選抜の営為のうちの法令や文部省などの通達、あるいは当該教育機関の定めるところにより「制度」といえる程にシステム化された部分をいう。この「入学者選抜」なる用語は、文部省の通達などでは1944年以来ほぼ一貫している³⁾。

なお、本研究でいう「高等教育諸機関」の意義についてかんたんに述べておく。

旧学制下の学校については、旧制の高等学校及び専門学校を後期中等教育として位置づける考えもあるけれども、本研究では、帝国大学、大学のほか、高等学校、専門学校、及びこれらの学校と同程度の文部省所管外の教育施設をも含めて考える。

戦後の今日の学校制度のもとでは、大学（短期大学を含む）のほかに高等専門学校を含めて考えるのが通例である。しかし本稿では、高等専門学校の入学者選抜制度は原則として扱わない。けだし実態からみて、高等専門学校の入学者選抜制度は高等学校のそれに準じて考えるのが適切であるように思われるからである。

1975年に制度化され、1976年に発足した専修学校のうちの専門課程(専門学校)を高等教育機関とみなすか否かについては、議論がある。本稿では、差し当り、高等教育機関から除外して考える。ただし、同じ専修

学校の高等課程については、1988年以来3年以上の課程の卒業者に大学入学資格が与えられるようになったので、必要な場合には言及することになる。

前述のように「入学試験」は、「入学者選抜」の方式のひとつに過ぎない。実際、たとえば現代日本では、大学入学者の少なからぬ部分は「推薦」の方式で選抜された者で占められており、この場合には「学力検査」を省略している例も少なくない。また私学の一部ではいわゆる系列の高等学校の卒業者を無試験で入学させている例もある。こうした事情を考慮すると、「入学試験」なる用語をもって「入学者選抜」を代表させることが適当でないことは明らかである。しかし、研究者が「入学者選抜」と称した例は意外に少ない。戦後の早い時期の著作のひとつである清水義弘『試験』（1957年、岩波新書）は、もちろん入学者選抜をも対象としているが、入学試験の語で一貫している。「入学者選抜」の歴史に関する先駆的な著作である増田幸一・徳山正人・斎藤寛治郎『入学試験制度史研究』（1961年、東洋館出版社）は、そこに収録した資料に「入学者選抜」の用語がみられるにも拘らず、この「入学者選抜」にとりたてて注目してはいない。しかしその後間もなく関口隆克「大学入学者選抜制度と方法に関する諸問題」『レファレンス』第170号、1965年3月、若松邦保・佐山孝治「大学入学者選抜制度に関する文献目録」などの論考が現れている。また日本教育社会学会編『教育社会学研究26——高等教育の社会学』（1971年）には「大学入学者選抜」の項が含まれている。

こうしてみると、教育社会学研究の分野では早くから「入学者選抜」の用語が定着していたように思われる。しかし今なお、学力検査を含まない推薦入学を含む場合でさえも、「入学試験」あるいは「入試」の用語で一括するしきたりが人口に膾炙していることは周知のところである。官庁用語や一部の研究者の用語と現実の社会とのこのようなずれは、学力検査を重くみる入学試験の伝統とその受験生らへの圧力の大きさから

説明されるのかも知れない。筆者は、このようなずれをある時期から自覚しており、たとえば1977年10月に書いた小論を「公立高等学校入学者選抜制度を、ここでは高校入試制度という」という文章で始めたことがある⁴⁾。この場合、ことさらに「公立」とする必要はなかった。しかしこの文章の表題を「高校入試制度云々」としていたところに、筆者の弱点が反映していたと反省している。

1 課題の設定——「接続関係」なる用語について

この研究で筆者が注目する最も重要な方法概念の一つは、下級学校と上級学校との接続関係（アーティキュレーション Articulation）である。

最近の、たとえば1997年6月26日に提出された中央教育審議会の答申『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について』の中では、「学校間の接続の改善」ということばが再三用いられている。ここにいう「学校間の接続」という概念は、筆者のいう接続関係とほぼ同義であるように思われる。しかしそれから間もない1997年9月18日に発表された高等学校教育の改善充実に関する調査研究協力者会議の『高等学校教育の改善充実について』と題した報告書では、「小学校・中学校教育との連携・接続」とか「(高等学校と) 大学との連携・接続」ということばがみられる。ここでの「連携・接続」も筆者のいう接続関係とほぼ同義であるように思われる。こうしてみると、精査したわけではないけれども、接続関係ということばは官庁用語としてはまだ安定した地歩を得ていないのであろう。

ひるがえってみると、戦後初めていくらか本格的に筆者のいう高校—大学の接続関係が問題になった際には、たんに高校—大学の「関連」と表現されていた。例えば、文部省調査局『大学と高等学校との関連——進学を中心として——』（1954年12月）がそれである。同じ時期に、長

崎憲之・石川智亮「進学を中心としての大学と高等学校との関連についての考察」という論文が『文部時報』第929号（1955年1月）に掲載されていた事実もある。

増田幸一らの前掲の『入学試験制度史研究』は「学校系統のアーティキュレーション」という一節を設け、「入学試験は、原則として、初等教育、中等教育、高等教育という教育階梯における段階的転移に際して行なわれるものであるが、その点で、ある一つの段階とつぎの段階との連絡——すなわちアーティキュレーション Articulation（接合）に関し重大な役割を荷なう」と述べて、Articulation に「接合」という訳語を採用していた。しかしそれはたんに研究課題として指摘するにとどまり⁵⁾、現実の日本の研究課題に踏み込んではいなかった。

筆者自身は、梅根悟が小学校と中学校との接続関係を論じていることに注目し、これによって「接続関係」の概念とその重要性を学んだ⁶⁾。そして戦後の大学入試制度と高等学校入学者選抜制度の変遷、特に1963年の学校教育法施行規則の改正による高等学校入学者選抜制度の変化に注目し、その変化の特質を接続関係という観点から論じた⁷⁾。その後間もなく、宮沢康人らの科研費によるアーティキュレーション研究が刊行された⁸⁾。なお筆者の主要な企図は、入学者選抜制度が介在する学校間の接続関係の特質を解明することにあるが、先行研究には、生徒・学生の学習や指導の面での上下の学校間の接続関係に注目した労作もある⁹⁾。もちろん、Articulation という概念は後述のように多面的な内容を含んでおり、ここで論究されている問題も重要な論点のひとつではあるけれども、焦点が拡散するおそれがあるので、筆者としては、当面、この種の問題には言及しないつもりである。

最近の例でいえば、荒井克広編『大学のリメディアル教育』（1996年9月、広島大学大学教育研究センター刊）に佐藤広志は「リメディアル教育需要の実際——高校教育と大学教育の接続」という論考を、また羽

田貴史は論考「歴史における大学予備教育——戦後教育改革の論議から」という論考を寄せており、そのなかで展開されている両人の問題意識は筆者の「接続関係」の概念に近い。ただし佐藤が「接続関係」とせずたんに「接続」としていることは、この概念の日本における未成熟を示唆しているのかもしれない。

こうして、研究者の間では、アーティキュレーション (Articulation) の概念は、「接続関係」とするかたんに「接続」とするかなど、訳語に多少の未成熟な点を残しはいるけれども、決して奇をてらうようなものではなくなりつつある、といえるように思われる。

2 アーティキュレーション (Articulation) に関する研究動向

念のためにアーティキュレーション (Articulation) に関する研究動向にふれておく。

Articulation 概念の発祥の地であるアメリカについて宮沢康人は、つぎのように記している。「Articulation に、学校間の接続関係という意味をもたせたのは、一時期のアメリカ教育関係者であって、この語は、一般の辞典のなかでは市民権をえていない。イギリスの OED はもとより、アメリカ語辞典である Webster や American Heritage Dictionary にもその語義はない。また、20世紀初頭の Monroe の教育辞典にはこれが項目としてかけられていたが、最近の教育辞典からは姿を消している。」¹⁰⁾

この記述には、多少の補正が必要であろう。

Asa S. Knowles (Editor-in-Chief), *The International Encyclopedia of Higher-Education*, vol. 2, (1977) (Jossey-Bass, Inc., Publishers, San Francisco, USA) には、Torsae Husen による ARTICULATION: EUROPE と Charles W. Meinert による ARTICULATION: UNITED STATES という、

それぞれ6頁にわたる詳細な解説と多数の文献をそえた二つの項目があるからである。

以下に、この事典にそってアーティキュレーションをめぐる理論の展開の様相を確認しておく。

Charles W. Meinert は、教育計画、教育施設や教育システムの主要な要素が学習を効果的にし、学生を最大限に発達させ得るよう互いに関連づけられている場合に、それらはうまく接続（アーティキュレート）しているというべきだとする。そしてアーティキュレーションという術語は、当初は公立の初等学校と中等学校の各レベルの科目間の望ましい関係として用いられ、やがて種々なタイプの教育施設と高等教育との望ましい関係に広く適用されるようになったとしている。ついで、合衆国には教育制度を一律に規制する連邦法が存在せず、他方で初等学校、中等学校やカレッジ、ユニバーシティは種々な点で互いに独立した教育施設として発達してきたために、相互間の密接な関係を確保するために種々な接続関係（アーティキュレーション）が工夫されてきた経過を説明している。ことに、高等教育が顕著に拡大した1970年代以降には、ハイスクールからカレッジへの新たなアクセスの方策やジュニアカレッジからユニバーシティへの接続などをふくむカレッジやユニバーシティに接続するための様々な施策が試みられていることを縷々述べている。

アメリカにおいて中等教育と高等教育との接続関係が論じられるに至った経過とその結果創出された新しい接続関係は、日本でも周知のことなので、ここでは繰り返さない¹¹⁾。約言すると、下級段階の教育と上級段階の教育とが素直に接続していないと認識された場合に、これをうまく接続させようと企図する時に、はじめて接続関係が問題として自覚されるわけである。その意味では、かつての西欧諸国のように、大衆的な学校の教育は上級の学校には接続しないという制度やそれを支える意識が広く承認されている場合¹²⁾には、接続関係の問題を自覚化する余地が

なかったのは当然といえる。

しかし前述の事典において「ヨーロッパにおけるアーティキュレーション」を執筆した Torstaen Husen は、ギムナジウム、リセ、グラマスクールなどの伝統的な中等学校からのみ入学者を受け入れてきた西欧の大学が、20世紀に入ってから高等教育拡張の過程でいわば大衆化してきた中等学校からも入学者を受け入れるようになってきた経過を、中等教育の歴史と「接続関係」の形成と変化・発展という観点からとらえて記述している。ことに Husen は、中等教育と高等教育の拡張が著しいスウェーデンを例にとりあげ、高等教育というよりもポストセコンダリの教育に対して、中等学校卒業生という日本流に言えば現役の生徒だけでなく、労働経験をもつ者などを受け入れる方策が採用されつつあることをもアーティキュレーションの新たな問題として詳細に論じている。

Husen が言及しなかったヨーロッパについてみると、比較教育史の碩学 Wolfgang Mitter, translated by K. F. Smart, *Secondary School Graduation: University Entrance Qualification in Socialist Countries, A Comparative Study*, 1976 のようなユニークな労作がある。これは、西欧型の中等教育制度の影響が強く残っていたために種々なタイプの中等教育を発達させてきた東ヨーロッパの（旧）社会主義諸国における大学入学資格を比較研究したもので、Articulation のことばこそ用いていないけれども、実質的にはこれら諸国における Articulation を比較検討したものである。（原著はドイツ語で、筆者がみているのは、K. F. Smart による英訳である。）

旧ソビエト連邦においては、大学入学に関して、日本のように一律にすべての受験生に同一の学力試験のみの基準で入学者を選抜するのではなく、いわば最も正統的とみなされていた10年制学校卒業生の他に中等専門学校の卒業生をも受け入れていたし、労働者階級出身の学生を一定数確保するための方策を講じたり、そのために必要な場合には特別の予

備課程（ラブファクなど）を設置していたこと、兵役を終えた者に対する一定の配慮をしていたこと、少数民族出身の学生を一定数確保するための方策を講じたりしていたことなどが知られている¹³⁾。これらは、いうまでもなくアーティキュレーション問題である。

また現代の中国においても、少数民族出身の学生一定数確保するための方策を講じていることが知られている¹⁴⁾。こうした施策は、階級構成や民族構成などの点で、大学への接続関係を改善しようとする企図にでたものということができよう。ちなみにいえば、日本でも旧学制の時代に、外国人を別枠で選抜する方策をとった場合があったし、また一部の高等学校に外国人のために特別な予備課程を設置していたことが知られている。

3 日本におけるアーティキュレーションについての自覚

しかしこの「接続関係」なる用語は、筆者の知る限り、日本の教育学の世界では今日なお十分に市民権を得たものではないらしい。たとえば、日本教育学会教育学学術用語研究委員会『教育学学術用語集 採録用語案 1996年1月改訂』（1996年4月）（以下、単に『教育学学術用語集』という）には、この「接続関係」も、またその原語とみられるアーティキュレーション、Articulationも採録されていない。この『教育学学術用語集』の編纂に当たり、編纂者たちは当時日本の国内で刊行されていた大型の教育学（用語）辞典たとえば第一法規の『教育学大辞典』全8巻の類は大抵参照していたから、『教育学学術用語集』に「接続関係」が採録されていないことは、当時の日本の教育関係の辞（事）典には収録されていないという事情を反映している¹⁵⁾。

もっとも、日本のすべての教育学辞典に「接続関係」が載っていないわけではない。たとえば、青木一他編『現代教育学事典』（1988年、労

働旬報社、全1巻)は、「アーティキュレーション」を採録している¹⁶⁾。にも拘らず、『教育学学術用語集』に採用されなかったのは、そこに編纂者なりの判断があったからなのであろう。

教育学の世界における議論はこの程度にすぎないにも拘らず、一方近年では、Articulation, アーティキュレーション, 「接続」ないし「接続関係」なる用語は、少なくない研究者の間では、あたかも自明のことばであるかの如くに用いられているわけである。

4 近代日本における学校間の「接続関係」研究の課題

近代日本における学校間の「接続関係」研究の課題を、歴史的な経過にそくして、いくつかの事例をあげて説明してみよう。

(1) 接続関係が自覚化されにくい事例

一般的には、互いに独立した下の段階の学校と上の段階の学校とがある場合に、両者がスムーズに接続している場合には、その接続関係が自覚的に問題とされることはほとんどない。この場合には、選抜という営為を介しての接続関係が存在しない点に重要な特徴がある。たとえば、日本の旧学制下の小学校尋常科—小学校高等科、及び現行学制の小学校と公立中学校との接続関係がそれである。

旧学制下の小学校高等科は義務制ではなかった。しかし、一般的には尋常科を卒業してさらに高等科にすすむことを希望する者の全員を入学させていた。この場合の尋常科と高等科との関係は、強いていえば希望者全員入学制というべき接続関係であった。高等科の収容力が小さいために選抜が必要だというような事態が生まれると、改めてその選抜の是非や選抜の在り方が問題となったであろうが、公立の小学校に関する限り、このような事態は知られていない。このような場合には、ことさら

に接続関係が問題とされることはなかった。(ただし調査していないので不明であるが、師範学校附属小学校の高等科では選抜を実施していたかも知れない。選抜している場合には、接続関係が問題となり得る。)

尋常科と高等科について問題となり得た接続関係は、尋常科の教育と高等科の教育とがうまくつながっているか否か、相互の独立性を確保するか否かなどの問題であった。ことに後者の問題については、1926年の小学校改革で高等小学校を独立させるべきだとする議論として提起されたことが知られている¹⁷⁾。しかし日本の教育学は、小学校高等科に滅多に注目することがなかったから、結局、小学校尋常科—小学校高等科の接続関係が問題とされることはなかった。

現行学制の小学校と中学校とは、ともに義務教育の課程とされ、かつそれぞれの段階の学校としてはただ1種しか存在しないので、小学校卒業者は全員が中学校に進学する。この場合に問題となり得る接続関係は、小学校の教育と中学校の教育とがうまくつながっているか否かだけだといって過言ではない。しかし、公立の中学校は選抜をしないので、小学校の教育と中学校の教育の接続関係が問題とされることは滅多になく、むしろここに現代日本の教育学の弱点のひとつがある。

(2) 学校間の接続関係が自覚化された事例

他方、下の段階の学校の教育とその上の段階の学校の教育とがうまく繋がらない（繋がらせていない）場合には、その「接続」が問題として自覚される。すなわち種々の学校が制度化され、それが定着すると各種の接続関係が生まれる。以下に特徴的な若干の事例を掲げる。

日本における学校間の接続関係は、森文政により学校体系が整備されて直ちに形成されたのではなく、1890年代に徐々に形成されたと考えられている。すなわち、学校間の接続関係が自覚化された顕著な事例は、尋常中学校が制度化され、高等中学校はその尋常中学校の卒業生を受け

入れるものとされた際に、この問題が起こった。現実にはまだ尋常中学校が卒業生を送り出していない時期には、高等中学校はその尋常中学校の卒業生に代わる者をどう確保するかという問題があったし、尋常中学校の卒業生を出し始めると、高等中学校は（一定の）尋常中学校の卒業生を選抜なしに受け入れるという措置をとり始めた。この時期の高等中学校と下級学校との関係については、「接続関係」という概念を用いてはいないけれども、すでに若干の先行研究が知られている¹⁸⁾。この時期には、他の高等程度の学校にも同様の問題が生じていた¹⁹⁾。筆者も、東京高等商業学校を事例としてこの学校間の接続関係過程の問題を論じている²⁰⁾。

しかし筆者の理解では、近代日本においてとりたてて下級学校と上級学校との接続関係を詳細に論ずる必要があるのは、学校体系として中学校、高等女学校、実業学校などを整備し、目的や性格（したがって教育課程）の異なるいわゆる中等程度の諸学校を並立させることが制度的に確立し、他方で、これらの学校を卒業してから進学し得る学校として高等学校、専門学校、高等師範学校などの目的や性格（したがって教育課程）の異なる諸学校が並立するようになった時期であろうと考えられる。この時期には、複雑な接続関係を制度的に整える必要が生まれた、と考えられるからである。実際、この時期以後の複雑な接続関係を整序した装置のひとつが専門学校入学者検定規程であった²¹⁾。

学校間の接続関係は、それが成立して以後は、法令や学校の規則等の入学資格にまず表わされ、その実態は、志願者・入学者の入学前の学歴に関する統計に鮮明に現われる。

実際に学校間の接続関係を規定したのは、個別の高等教育機関が実施する入学者選抜であり、ことにその学力検査の教科・科目の種類やその水準であった。すなわち、多様な学歴の者に入学資格を与えていたとしても、学力検査の教科・科目の種類やその水準を設定するに際して、下

級学校の教育課程の差異を考慮しているか否かが問題となる。歴史上の一例をあげると、(旧制の)神戸高等商業学校は、入学者選抜に際して中学校卒業者と甲種商業学校卒業者につき収容定員を分け、入学者選抜のための学力検査も中学校卒業者と甲種商業学校卒業者とでは別にしてきた。そのうえ同校では、入学後の第1学年の教育課程の一部を中学校卒業者と甲種商業学校卒業者とでは別にしてきた。同校では、こうした措置を通して下級学校との接続関係を円滑ならしめようとしていたといえる²²⁾。他方、(旧制の)高等学校が、種々の学歴者に入学資格を与えながら、入学者選抜に際しては専ら中学校の教育課程を前提として学力検査を実施してきたこともよく知られている。

また、少数とはいえ大学に進学し得た女性がいたことに代表されるように、大学(帝国大学)に進学し得た者も決して高等学校卒業生だけではなく、そこには種々の進学経路が存在した。つまりここでも、複雑な接続関係が成立していた、と考えられる²³⁾。

よく知られている中学校—高等学校—帝国大学という進学経路を正系とし、その他の経路(を経た人)を傍系など一括することが少なくない。しかし、傍系なるものがあり得たことは、当時の西欧諸国にはみられなかったもので、近代日本の進学諸経路のひとつの特色となっていたように、筆者には思われる。

(3) 戦後日本における高校——大学の接続関係研究の課題

ひるがえって現行学制についていえば、大学に入学し得る者がほぼ高等学校卒業生に一本化されているために、高等学校には普通科の他に、等しく高等学校とはいえ目的や教育課程の異なる種々な学科のあることがほとんど無視されている場合が少なくない。学科ごとの大学との接続関係が問われているのではないだろうか²⁴⁾。

最近の卑近な例をあげると、特別な才能をもつ生徒に高等学校第2学

学校間の「接続関係」に関する覚え書き

年からの大学進学を認めるという近年になって導入された措置は、現代日本の高校—大学間に新たな接続関係が作りだされたことを意味する。(ついでにいえば、大学の学部3年から大学院への進学を認めた措置も、同じく新たな接続関係を作りだしたことを意味する。)

また、現代日本では周知のように、高等学校教育を乱さないという原則から、少なくともこれまでは、大学が受験生に対して学習指導要領の規定を超えるような教科・科目を出題することはもちろんのこと、そのような履修を指定すること(アメリカの Requirement にあたる)も認められてこなかった²⁵⁾。この原則は共通第一次試験の導入以来、第二次試験の教科・科目の自由化により次第に崩れつつあるようにみえる。しかも、目下教育審議会で検討されているように、高等学校における必修の教科・科目が激減することになると、大学側はその必修の枠を超える教科・科目を出題せざるを得なくなる可能性が大きい。そうになると、実質的に受験科目の指定という形で高等学校に若干の教科・科目の履修を要求することになる。形は同じでも、意味の異なるアメリカの Requirement が導入されるわけである。

こうして、堅いとみられてきた現代日本の高校—大学間に接続関係も新たな様相を呈する可能性が強まっている、と筆者には思われる。その意味で、接続関係に関する研究にも新たな視点がもとめられてくることになるだろう。

注

- 1) 拙著『大学入試制度』, 1984年, 大月書店, 15頁。
- 2) 天野郁夫「書評『大学入試制度』」, 『教育』1985年5月号, 76頁。
- 3) 経年的に調査してみると, 昭和18年6月15日発専121号, 専門教育局長「昭和18年帝国大学及官立大学入学試験ニ関スル件」なる通牒がみられたのに対し, 1944年には昭和19年5月18日発専140号「明年度高等諸学校入学者選抜方針」なる通牒がだされた。筆者の知る限り, これが公

式文書における「入学者選抜」なる用語の初出で、文部省の通達などでは、以後今日にいたるまでこの用語が一貫して用いられている。

- 4) 拙稿「高校入試制度改革の基本問題（上）」『教育』第349号，1977年10月。
- 5) 増田幸一・徳山正人・斎藤寛治郎『入学試験制度史研究』，1961年，東洋館出版社，24～35頁。
- 6) 梅根悟『中等教育原理』，1973年，誠文堂新光社，78～83頁。
- 7) 拙稿「高校入試制度改革の基本問題（上）」『教育』第349号，1977年10月，同「同（下）」同上誌，第350号，1977年11月。拙稿「大学入試制度と高校教育（上）」同上誌，第372号，1979年6月，同「同（下）」同上誌，第373号，1979年7月。いずれも後に拙著『高校教育の展開』（1979年，大月書店）に収録。
- 8) アメリカ教育史研究会『アメリカ学校制度体系における Articulation 成立史の研究』，1979年3月。
- 9) 岩橋文吉「高等学校教育と大学教育との接続の最適化に関する研究」，権藤与志夫「大学入学前後における教育・指導に関する調査研究——高校の学校格差による類型的ケース・スタディ（その2）」『九州大学教育学部紀要』第21集，1975年。中島直忠・池田輝政・樋口一・西睦夫・松永裕二「高等学校と大学との接続に関する大学生の実態と意識」日本教育学会第37回大会，1978年8月30日，など。
- 10) アメリカ教育史研究会，前掲書，3～4頁。
- 11) この時期のアメリカの中等教育に関する研究は近年多い。ここでは，差し当り，宮地誠也『アメリカの中等教育——ハイ・スクールの成立と発展』（学事出版，1984年），市村尚久『アメリカ六・三制の成立過程』（早稲田大学出版部，1987年）をあげるにとどめる。
- 12) たとえば潮木守一『近代大学の形成と変容——19世紀ドイツ大学の社会的構造』（1973年，東京大学出版会）は，20世紀初等までのドイツにおいては大学側がギムナジウム以外の学校の卒業生の受け入れを拒絶していたために，「接続関係」など問題にされる余地がなかったことを論証した労作であった，といえる。
- 13) 相原次男『ソビエト高等教育の社会政策的研究』（1994年，風間書房）を参照。
- 14) 小川佳万「中国の少数民族高等教育——民族学院と普通大学民族班を中心に」『名古屋大学教育学部紀要——教育学科』第40巻第2号，1993年3月。大塚豊「中国における少数民族学生の高等教育機会と民族予科」荒井克弘編『大学のリメディアル教育』1996年9月，広島大学大学教育

研究センター。

- 15) 実をいえば、筆者もこの『教育学学術用語集』の編纂には、22に分けられた部門のひとつである「技術教育、職業教育」部門の責任者として参加した。原案に「接続関係」あるいはその原語とみられる Articulation が採録されていないことには気づいていた。しかし筆者の直接の担当ではないと判断して異義を申し立てなかった。今にして思えば、「接続関係」は現代日本では高校職業学科と大学との関係として鋭く現われるのであるから、遠慮したのは間違っていたと反省している。
- 16) 内幕をいえば、この事典の編纂者たちの原案はこの「アーティキュレーション」を含んでいなかった。筆者が他の用語の解説を依頼された折に、その採録方針に意見を述べる機会があり、その際つけ加えるよう提案した用語の一つに「アーティキュレーション」をあげたところこの意見が採択され、筆者に執筆が依頼されたのである。
- 17) 三羽光彦『高等小学校制度史論』（1995年、法律文化社）は、取り立てて高等小学校の制度を論究した労作であるが、この著作も接続関係を検討してはいない。
- 18) たとえば、尋常中学校と高等中学校との接続関係の成立過程については、筧田知義『旧制高等学校の成立』（1975年、ミネルヴァ書房）という先駆的労作がある。
- 19) 陸軍士官学校の入学者選抜の制度は複雑に変遷しているけれども、広田照幸『陸軍将校の教育社会史——立身出世と天皇制』（1997年、世織書房）は、陸軍士官学校においても1890年代には尋常中学校との間に接続関係が成立したとしている。
- 20) 拙稿「東京高等商業学校の入学選抜制度の歴史」『愛知大学短期大学部 研究論集』第20号、1997年12月、43～81頁。
- 21) 専門学校入学者検定規程と中等実業教育の学校体系上の位置づけについては、さしあたり、拙稿「中等教育の一環としての高校職業教育」『名古屋大学教育学部紀要——教育学科』第42巻第2号、1996年3月、を参照。
- 22) こうした点で対比される神戸高等商業学校の入学者選抜制度の歴史については、前掲注20)の拙稿、71～74頁を参照。
- 23) 近年、旧学制下の女子の大学進学に関する研究物は少なくない。しかし、女子の上級学校進学を学校間の接続関係という視点から論究したものは、意外に少ない。この点で、井上恵美子・伊藤めぐみ「旧学制下における『共学』——『別学』の存在構造」『名古屋大学教育学部紀要——教育学科』第39巻第1号、1992年3月、は女子に限って設定されて

いた接続関係をまとめた注目すべき論稿のひとつである。

- 24) 共通第一次試験は、当初、外国語を別として、高等学校学習指導要領が定める必修の教科・科目のみを学力検査科目としていた。ところが1978年の高等学校学習指導要領改訂により必修の教科・科目の単位数が大幅に減少したために、共通第一次試験の学力検査科目は高等学校学習指導要領が選択制としている科目に範囲を拡大することになった。これにもない職業学科では履修し得ない科目が出題されることになる。この措置に関しては職業学科の関係者から異義が唱えられ、結局、職業学科の卒業者は一部の科目については代替科目を選択して受験し得ることとされた。接続関係の在り方が問われた事例のひとつであった。詳細は、拙稿「高校教育課程の改訂と共通第一次入試科目の改訂」『教育』第406号、1981年12月、を参照。
- 25) このような接続の在り方に大学側は大きな不満をもっていた。これに関連して実施された調査が、文部省調査局『大学と高等学校との関連——進学を中心として——』（1954年12月）であった。その後の一時期、厳しい批判があったにも拘らず、山梨大学のように受験生に履修してくべき科目を指定した大学もあった。これについては、拙稿「大学入試の歴史(4)」『大学進学研究』第10巻第6号、1989年3月、を参照。

[謝辞]

本稿は、愛知大学の1997年度個人研究助成による研究成果の一部である。記して謝意を表する。